太陽光 de ゼロカーボン促進事業補助金

鹿児島市では、太陽光発電システムとHEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)、 リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池の設置等に対して補助することにより、市域での再生可能 エネルギーの導入及び利用拡大を推進し、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする 「ゼロカーボンシティかごしま」の実現を目指します。

- ※ 申請書等の様式は鹿児島市ホームページに掲載しています。最新の様式を使用し、配載例を必ず確認してください。
- ※ 太陽光発電システムの廃棄には一定の費用を要します。積立てを行うなど、計画的に準備してください。
- ※ 補助を受けたシステムを法定耐用年数の期間内に処分を行う場合は、事前に市の承認を受けることが必要です。 また、補助金の返還が生じます。処分申請の詳細については市のHPをご確認ください。

■対象システムの補助金額及び補助対象経費

	対象システム	補助金額(注5)	補助対象		
太陽光発電システム			・太陽電池モジュール		
個	人住宅 (注1) 	1万5千円/kW 上限15万円	- 架台 - パワーコンディショナ - 付属品(接続箱等)		
共	同住宅	2万円╱kW 上限20万円	•工事費		
	業所(環境管理事業所 ない事業所)(注2)	1万5千円/kW 上限30万円	個人住宅及び共同住宅が設置する太陽光発電システム の出力は10kW未満に限ります。 その他の事業所等が設置する太陽光発電システムの出		
環	 境管理事業所(注2)	3万円╱kW 上限60万円	力が20kWを超える場合の補助金額は上限額が適用されます。		
	HEMS(注3)	1万5千円	・計測装置 (電力使用量の計測に係る電力量センサ、タップ型電力量計、計測機能付分電盤等) ・通信装置(ゲートウェイ装置等) ・制御装置 (機器の制御に係るコントローラ等) ・モニタ装置(独自端末)		
個人住宅のみ対象	リチウムイオン 蓄電池(注4)	7万円	 リチウムイオン蓄電池部 電力変換装置 (インバータ、コンバータ、 パワーコンディショナ等) ・付属機器(独自モニタ等) ・工事費 		
象	家庭用燃料電池 (注4)	7万円	・燃料電池ユニット本体・貯湯ユニット本体・付属品(独自モニタ等)・工事費		
	V2H充電設備 (注4)	5万円 (次世代自動車等普及促進事業 補助金の申請が必要)	•∨2H充電設備本体 •工事費		
の共 の 対 は ま	電気自動車用 充電設備 (注3)	上限10万円	・急速充電設備・普通充電設備(コンセントタイプ、コンセントスタンドタイプを含む)・工事費等		

- (注1)HEMSと同時に新設する場合に限ります。
- (注2)補助対象は太陽光発電システムに限ります。
- (注3)太陽光発電システムと同時に新設する場合に限ります。
- (注4)太陽光発電システムとHEMSを同時に新設する場合に限ります。
- (注5)補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

(1)補助金交付までの流れ(個人住宅におけるV2H充電設備**を除く**)

1 対象システムの設置に係る契約



再生可能エネルギー推進課窓口へ 必要書類を持参し、申請手続



【申請手続きに必要な書類:別表1】

- ※申請期間:令和6年4月8日(月)から令和7年3月31日(月)まで
- ※申請順に受付を予算に到達したら申請受付は終了します。
- ※支所での申請や郵送での申請はできません。

3 市で申請内容を審査後、補助金交付決定通知書を送付(申請後2週間程度)



対象システムの設置工事着手 ※新築住宅の購入の場合、住宅の引渡し



- 補助金実績報告書提出 5 (設置工事完了後速やかに)
- 6 補助金交付請求書提出



7 指定口座に補助金入金 <設置工事着手についての注意事項>

市から送付する補助金交付決定通知書を受領する前に設置工事に 着手しないでください。補助金の交付決定前に工事着手(または住 宅引渡し)した場合は、補助金は交付されません。

【実績報告手続きに必要な書類:別表2】

※提出期限:以下の①、②のいずれか早い日付 ①工事完了日から60日以内 ②令和7年3月31日(月)

- ※工事完了日は、ア~ウのうち、最も遅い日付になります。
- ア 保証書の保証開始日
- イ 対象システム設置に係る領収書等の日付
- ウ 対象システムが設置された新築住宅を購入した場合、 その引渡日
- ※<u>期限までに提出されないと補助金は交付されません</u>ので ご注意ください。
- ※実績報告書・請求書の提出は郵送でもできます。

(2)補助金交付までの流れ(個人住宅におけるV2H充電設備)

V2H充電設備に対する補助については、基本的に上記(1)の流れと同様ですが、個人住宅への太陽光発 電システム等補助申請・実績報告と<u>同時に、別様式による</u>申請・実績報告が必要となります。

対象システムの設置に係る契約



再生可能エネルギー推進課窓口 へ必要書類を持参し、申請手続

個人住宅への太陽光発電システム等補助申請と同時に、V2H充 電設備用の申請書を提出することが必要となります。

3 市で申請内容を審査後、補助金交付決定通知書を送付



4 対象システムの設置工事着手



5 補助金実績報告書提出

6 補助金交付請求書提出

7



指定口座に補助金入金

個人住宅への太陽光発電システム等補助申請と同様に、市から 送付する補助金交付決定通知書を受領する前に設置工事に着手 **しないでください**(補助交付ができなくなります)。

個人住宅への太陽光発電システム等の実績報告書と同時に、V 2H充電設備用の実績報告書を提出することが必要となります。 また、実績報告書提出の段階で、V2H充電設備の保証期間が 開始している必要があります。

個人住宅への太陽光発電システム等の補助金と連動する関係で、 同補助金を受給できない場合は、V2H充電設備の補助も受給で きなくなりますのでご注意ください。

■申請手続きに必要な書類

〇:提出が必要

	太陽光発電 システム	HEMS	リチウムイオン 蓄電池	家庭用燃料電池	電気自動車用 充電設備	V2H充電設備
1 申請書(<u>両面印刷で裏面も記載あること</u>)	0	0	0	0	0	〇 (特別の様式あり)
2 建物の現況のカラー写真 2 (建物全体、対象システム設置部分)(注1)	0	0	0	0	0	0
3 工事請負契約書の写し、若しくは売買契約書の写し、又は注文書と注文請書の写し(注2)	0	0	0	0	0	0
	〇 (注3)	0	0	0	0	_
5 仕様が判別できるカタログ仕様書等		O (注4)	O (注5)	O (注6)	O (注7)	〇 (注8)
6 【共同住宅に設置する場合】 管理組合の規約の写し(注9)	0	_	_			_
【共同住宅に設置する場合】 7 管理組合総会で対象システム設置について議 決されたことを示す書類(注9)	0	_	_		0	_
8 【環境管理事業所に設置する場合】 環境管理事業所であることを証明する書類の写し	0		_	_	.	_
9 書類提出に係る委任状(注10)	0	0	0	0	0	0

- (注1) 新築で建築前の場合、建築場所の更地の状態の写真で可。屋根の写真が困難な場合、実績報告時に着工前の写真を提出してください。
- (注2) 対象システムの金額の記載がない場合は、その金額が分かる見積書の写しも添付してください。
- (注3) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナの型番及び出力の記載がない場合は、型番及び出力が分かる書類も添付してください。 また、パワーコンディショナを2台以上設置する場合で、それぞれに接続する太陽電池モジュールの出力及び枚数の記載がない場合は、出力
- 及び枚数が分かる書類も添付してください。
 (注4) ECHONETホームページの、エコーネット製品紹介にある、設置する製品のページを印刷の上、製品型番にマークを付けて添付してください。
 (注5) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII、エスアイアイ)のホームページの、蓄電システム登録済製品一覧にある、設置する製品情報が記載されている部分を印刷の上、製品型番にマークをつけて添付してください。
- (注6) 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA、エフシーエー)のホームページの、エネファームの機器登録リストにある、設置する製品情報が記
- 載されている部分を印刷の上、製品型番にマークをつけて添付してください。 (注7) 一般財団法人CHAdeMO協議会、一般財団法人日本自動車研究所の認証を取得していること、又は日本配線システム工業会規格「JWDS-0033EV充電用コンセント・差込プラグ」に適合していることがわかる該当部分にマークをつけて添付してください。
- (注8) CHAdeMO V2Hprotocol認証に合格したものであることがわかる部分にマークをつけて添付してください。
- (注9)貸与住宅の場合は不要です。
- (注10) 申請者本人以外の者が書類を提出する場合に必要です。市ホームページにある様式を使用してください。

■実績報告手続きに必要な書類

〇:提出が必要

		太陽光発電 システム	HEMS	リチウムイオン 蓄電池	家庭用燃料電池	電気自動車用 充電設備	V2H充電設備
	補助金実績報告書	0	0	0	0	0	(特別の様式あり)
	発行日から3か月以内の建物の登記簿謄本 及び土地の登記簿謄本(注1) (※原本 ※ホッチキス留めはそのまま)	0	0	0	0	0	_
3	発行日から3か月以内の <u>マイナンバーの記載がない</u> 住民票(注2) (※原本 ※ホッチキス留めはそのまま)	0	0	0	0	0	_
4	【事業所・環境管理事業所が交付決定者の場合】 市内に事業所を有することを証明する書類の写 し(注3)	0	_	I	1		_
5	引渡証明書(注4)	0	0	0	0	0	0
6	建物の現況のカラー写真 (建物全体、対象システム設置部分、 パワーコンディショナ等銘板)(注5)	○ (パワコン銘板写真 も)	0	0	0	0	〇 (銘板写真も)
	対象システム設置に係る領収書等の写し	0	0	0	0	0	0
8	対象システム設置に係る領収書内訳 ※指定様式あり	0	0	0	0	0	0
9	設置場所付近の地図(注6)	0	0	0	0	0	_
10	出力対比表の写し (原則メーカー発行のもので公称最大出力を確認できるもの。)	0		_	_		_
11	保証書の写し (記入欄が全て記載されているもの。)	_	O (注7)	O (注7)	O (注7)	O (注7)	O (注7)
12	全量売電でないことを確認できる書類の写し(注8)	0	0	0	0	0	0

- (注1) 申請者が自ら所有することがわかるものであること。土地の登記簿謄本は、屋根設置太陽光発電の場合は不要です。ただし、登記されない建 物(カーポート等)に対象システムを設置する場合は必要です。
- (注2) 交付決定者が管理組合、事業者の場合は不要。ただし、共同住宅に設置した場合に交付決定者本人が居住しないときは、対象システムを設置 した共同住宅に住民票を有する居住者を確認できる書類をあわせて提出してください
- (注3) 商業・法人用の登記簿謄本(現在事項証明書又は履歴事項証明書の写し、確定申告書(確定申告が不要の場合は税務署に提出された個人事業の開業・廃業等届出書(控用))の写し、営業証明(鹿児島市市民税課が、法人等設立(設置)申告書を提出した事業者に対して発行するも の)の写しのいずれかを添付してください。商業・法人用の登記簿謄本(現在事項証明書又は履歴事項証明書)又は営業証明の写しは発行日から3か月以内のものを添付してください。
- (注4) 対象システムが設置された個人住宅、共同住宅を購入する場合に必要です。 (注5) 銘板写真は製品の型番(パワーコンディショナはその出力数値も)が確認できるものを提出してください。
- (注6)近くに目印となる建物や交差点等が入っており、対象システムを設置した住宅・事業所が特定できるもの(近くに目印がない場合は、広域図と詳 細図に分けること)
- (注7) 構成機器名及びその型番を明記している資料の写しも添付してください。また、保証開始日の記入欄がない場合は、販売店等に確認の上、保 証書の余白部に記載してください。
- (注8) 50kW以上設置する場合に限ります。

■補助対象システムの要件

	対象システム	要件
1	太陽光発電システム	 全量売電でないこと。 個人住宅又は共同住宅については、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値が10kW未満であること。 未使用品であること。
2	HEMS	 空調、照明等の家電製品の電力使用量を個別に計測し、調整する制御機能を有すること(リチウムイオン蓄電池のみの制御は対象外)。 電力使用量の「見える化」が図られていること。 一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite(エコーネットライト)」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 未使用品であること。
3	リチウムイオン 蓄電池	
4	家庭用燃料電池	
5	電気自動車用充電設備	 同時に設置する太陽光発電システムで発電した電気を供給できること。 一般財団法人CHAdeMO協議会の認証を取得している急速充電設備、一般財団法人日本自動車研究所の認証を取得している普通充電設備、又は日本配線システム工業会規格「JWDS-0033 EV充電用コンセント・差込プラグ」に適合している普通充電設備であること。 複数口の設置であること。 未使用品であること。
6	V2H充電設備	一般社団法人電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC版」に基づく検定(CHAdeMO V2H protocol 認証)に合格しているもの。 未使用品であること。

■補助対象者

<u>市税の滞納がなく、鹿児島市内に本社・営業所を有する事業者※が設置工事等を行う場合</u>で、以下の表の区分に応 じ、右欄に掲げる要件を満たす者。<u>ただし、これまでに対象システムのいずれかの設置に際し、市から補助金を受けて</u> いる場合を除く。

※申請時に提出する工事請負・売買契約書等で、市内住所の営業所等を有しているか確認します。工事請負・売買契約書等で確認できない場合は、鹿児島市内に本社・営業所を有することを確認できる事業者の商業登記簿謄本、定款、営業証明(鹿児島市市民税課が、法人 等設立(設置)申告書を提出した事業者に対して発行するもの)のいずれかの写しを提出してください。

区分	要件
	(1) 自ら所有する個人住宅に、対象システムを設置し所有する者又は、対象システムが設置された個人住宅を購入する者(以下「設置者等」という。)で、実績報告書の提出日において、対象システムを設置した市内の住宅に住民票を有する者。 (2) 設置者等で、実績報告書の提出日において、やむを得ない事由により対象システムを設置した市内の住宅に住民票を有しない者であって、かつ同日において当該住宅に生計を一にする親族が住民票を有している者。 (3) 自ら所有する貸与住宅に、対象システムを設置し所有する者又は、対象システムが設置された住宅を購入し、貸与住宅とする者。(注2)
共同住宅 (注3)	(1) 太陽光発電システムを設置し所有する共同住宅(分譲)(注4)の管理組合(注5)又は共同住宅 (貸与)の所有者(注2) (2) 太陽光発電システムが設置された共同住宅(分譲・貸与)を購入する場合 ① 共同住宅(分譲)(注4)の管理組合(注5) ② 共同住宅(貸与)の所有者(注2)
事業所	太陽光発電システムを自らが所有する建物に自らが使用する目的で設置し所有する事業者で、 実績報告書の提出日において市内に事業所・営業所を有する事業者

- (注1) 店舗等併用住宅を含む。
- (注2) 貸与住宅の場合、所有者は実績報告書の提出日において、市内に住民票を有する者又は市内に事業所・営業所を有する者で、対象システムを設置した住宅に住民票を有する居住者がいること。
- (注3) 共用部分のみでの使用が対象。 (注4) 一棟の建物に、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条に規定する区分所有者が2人以 上居住する住宅。
- (注5)区分所有法第3条に規定する団体で、総会(複数ある場合は全体総会)の議決が得られていること。

検索 鹿児島市 太陽光

右のQRコードを読み取ると鹿児島市ホームページ上の 石のQRコートであいたらない。 該当ページへ簡単にアクセスできます。 (QRコードはMF2ソソーウェーブの登録機構です)



(問い合わせ先) 鹿児島市 環境局 環境部 再生可能エネルギー推進課

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 (みなと大通り別館4F) TEL:099-216-1479 FAX:099-216-1292